玄海町告示第20号

令和6年2月9日

玄海町地域イベント事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　町長は、町のにぎわいの創出を図るとともに、地域づくりを担う団体等の活動の活性化を図り、もって持続可能な地域づくりを推進するために、町内で開催するイベントに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その補助金については、玄海町補助金等交付規則（平成６年玄海町規則第１０号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

　（交付の対象経費及び補助率(補助金額)）

第２条　補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率(補助金額)は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 補助率(補助金額) |
| 講師謝金等報償費、旅費、食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、保険料、通信費、備品費、委託料、使用料及び賃借料　等 | １０分の１０（金３００千円）以内  （千円未満の端数がある場合は、これを  　切り捨てる） |

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する経費については補助の対象としない。

　(1)　交付決定前に発生した経費

　(2)　直接収益につながる食材等の経費

　(3)　対象経費の10分の3を超える備品費

　(4)　対象経費の10分の7を超える委託料

　（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内の団体又は個人が町内において自主的に企画し実施するイベント事業のうち、下記の要件を満たすものとする。

　(1)　町内外からの交流人口増につながるイベント事業

　(2)　その他町長が適当と認めるイベント事業

２　前項の事業を実施する場合において、補助対象事業の主催者は必ず広報を行うものとする。なお、町は、町の各種媒体での広報支援を行うよう努めるものとする。

３　前２項に定める町内の団体又は個人は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

　(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７

　　号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　(2)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定す

　　る暴力団員をいう。以下同じ。）

　(3)　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　(4)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

　　をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　(5)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若

　　しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　(6)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　(7)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　前項第２号から第７号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

　（補助金の交付申請）

第４条　規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は様式第１号とする。

２　前項の補助金交付申請書の受付期間は、イベント開催年度の前年度の２月１日から当該年度の１月31日までとし、その提出締切はイベント開催の60日前までとする。ただし、４月に開催されるイベントについては30日前までとする。なお、その提出部数は１部とする。

　（補助金の交付の条件）

第５条　規則第５条により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

　(1)　規則及びこの要綱の規定に従うこと。

　(2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては町長の

承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20％以内又は１万円未満の金額の変更については、この限りでない。

　(3)　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

　(4)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

　　においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

　(5)　補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事

　　業完了後５年間保管すること。

２　前項第２号の規定により、町長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第２号とする。

　（実績報告）

第６条　規則第１２条第１項前段に規定する実績報告書は、様式第３号のとおりとする。

２　前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から１４日を経過した日又は毎年度３月３１日とし、その提出部数は１部とする。

　（補助金の交付）

第７条　この補助金は、概算払又は精算払で交付するものとする。

２　規則第１５条に規定する補助金交付請求書は、様式第４号又は様式第５号のとおりとする。

附　則

　この要綱は、令和２年度分の補助金から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年度分の補助金から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年度分の補助金から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年度分の補助金から適用する。